

令和8年度 事業計画書

社会福祉法人道南福祉ねっと

はじめに

昨年（2025年）度は、物価高騰や必要食材等が手に入りにくい等の事象により、財政上の困難さがありました。しかし、職員の働き方の見直しや物品購入、それぞれの事業所での行事等の見直しにより、当初予算に即した運営をすることに努めることができました。

近年、福祉を取り巻く環境は大きく変化しており、人材確保の難しさや制度改正への対応等、法人運営においてもさまざまな課題に直面しております。

そのような状況にあっても、私たちは「だれをも排除しない、だれもが安心して地域で暮らせる社会」の実現という理念を大切に、日々の支援を積み重ねてまいりました。本年度は、拡大や新たな展開を急ぐのではなく、足元を見つめ直し、組織の基盤を整える一年と位置付けます。

支援の質と安全性を改めて確認し、職員が安心して働き続けられる環境づくりに努めることで持続可能な法人運営を目指します。日々の積み重ねこそが信頼を築く礎であることを再確認し事業の運営にあたっていきたいと考えています。

I 法人運営

1 理事会・評議員会の開催

月	内 容
5	理事会 監事監査
6	理事会 評議員会
10	理事会 研修会 監事監査
1	理事会 研修会 監事監査
3	理事会 評議員会 研修会 監事監査

- * 監事による内部監査を定期に行う。
- * 重要案件が発生した場合は、随時、理事会・評議員会を招集し審議する。
- * 理事数－6名 評議員－7名

Ⅱ 第二種社会福祉事業-地域生活支援事業

A 地域活動支援センター事業

地域活動支援センター（V型） つばさ
地域活動支援センター（V型） ながま〜る

1 地域活動支援センターの概要

施設名・所在地	事業開始年月日	利用定員	職員配置
つばさ（七飯町補助事業） 北海道亀田郡七飯町本町3丁目4番6号 TEL 0138-86-7118	2007年（平成19年）4月1日	10名	1名
ながま〜る（森町委託事業） 北海道茅部郡森町字新川町211番地1 TEL 01374-2-6644	2007年（平成19年）4月16日	5名〜	1名

2 事業目標

地域において一般就労が困難な障害当事者に対する入浴等の衛生管理、地域社会で生活するうえでのルールの習得等に係る社会生活支援をとおして、互いの存在を認め合い、助け合い、共に働き、共に楽しむ「共働」関係づくり、場づくりの推進を図ると共に、障害当事者の社会的自立に必要なあらゆる支援を行うことを主たる目標とする。

3 障害当事者支援

個別ニーズに基づき支援計画を作成し、作業支援、生活支援並びに文化的活動支援等の充実を図る。

（1）生活支援

・すべての人が共に手を携えて地域生活をおくることができるようにするために、高度地域福祉社会の実現を目指しながら、それぞれに必要な生活支援を行うとともに、人権を最優先にした施設運営を通して、一人一人が楽しく通所できるよう努めるものとする。

（2）作業支援

・各種作業内容に応じた作業支援を行い、当事者の主体的な運営を目指しながら、それぞれの当事者の手持ちの力を最大限引き出すよう努めるとともに、それぞれの当事者が社会的経済的自立を図ることができるよう考慮するものとする。

（3）文化的活動支援

・音楽バンド「ToMo ブレンド」を通して、地域における文化的な活動に積極的にかかわり、障害当事者の地域生活の充実を図るよう努める。

4 施設運営管理

（1）ケース担当者

・障害当事者の人権保障やケアの充実を図るため、担当者を定め、施設長をスーパーバイザーとする。

（2）体調の管理

- ・当事者の体調等に常に配慮し、事故等のないように最大限の注意を払う。

(3) 資金計画

- ・施設運営のための通常経費は、国、自治体の運営費補助及び委託事業収入並びに寄付金等で賄うものとする。

5 設備

- ・作業場一流し台、テーブル、椅子、パソコン、ストーブ、トイレ、作業設備、他

6 事業計画

(1) 作業及び活動時間

- ・午前10時から午後5時までとする。ただし利用者の体調を基本とした実態、状況を配慮する。

※ 当面、午前10時から、午後4時までとする。

(2) 作業内容

タイムケアサービス事業	珈琲豆ハンドピック作業等
資源ごみ回収事業	資源ごみの分別、その他
軽作業	物品の整理・分類、会報作成作業等

(3) その他の活動

- ・音楽バンド等による文化的活動
- ・散策、買い物等生活活動、行事の実施
- ・障害児者、難病患者、子ども、高齢者等に係る相談支援活動

(4) 活動領域一覧

活動領域	目 的	活動分野	主たる活動内容
「作業」領域	「共働」を基本に、障害等のある方もない方も、共に生き、共に働き、共に集う関係を通して、その存在を認め合い、助け合い、すべての方の社会的経済的自立に関する権利の具現化を図ることを主たる目的とする。	・整理作業 ・販売活動 ・タイムケアサービス	・販売用リサイクル品の整理 ・コーヒー豆等の外販 ・リユース品の外販 ・会報、チラシ等の編集、製作、発行 ・珈琲豆のハンドピック作業 ・タイムケアサービス全般に関する業務 ・その他、当事者のニーズに応じた生産活動
「くらし」領域	様々な地域生活を通して、あらゆる垣根を取り払い、個性ある生活を味わう権利を具現化することを主たる目的とする。	・生活活動 ・生活技術 ・買い物 ・散策、訪問	・日常生活活動 ・日常生活全般に関する技術の習得 ・買い物等の活動 ・地域散策（含、地域施設訪問）等の活動の実施
「余暇活動」領域	生活の質的拡大を通して、地域で生きる楽しさを具現化することを主たる目的とする。	・スポーツ ・趣味の活動	・運動、スポーツ、趣味の活動の実施 ・文化、音楽活動（ToMo ブレンド） ・個々のニーズに応じた趣味の活動（テレビ、ビデオ鑑賞、等）

「研 修」領域	それぞれの持てる力を発揮し、諸々の研修を通して共に生きることの楽しさを具現化することを主たる目的とする	・社会研修 ・学習会	・レクリエーション、ハイキング ・泊を伴う研修旅行の実施 ・障害当事者団体、障害者団体等の主催する研修、学習会への参加 ・様々な学習会等の実施（含、映画鑑賞等）
---------	---	---------------	---

（５）日 課、週 予 定

① 日 課

障害当事者の主体的な活動を基本としつつ、一人一人を活かすために必要な支援を、そのときどきに応じて適切に行うよう努め、充実した日課をこなすことができるよう配慮するものとする。

なお、希望者は、土日祝日も利用できるものとする。

② 週 予 定

地域活動支援センターつばさ

曜日 時間	日	月	火	水	木	金	土
08:30-09:00	休	準備・打合せ	準備・打合せ	準備・打合せ	準備・打合せ	準備・打合せ	休
09:00-12:00		生活・作業	生活・作業	生活・作業	生活・作業	生活・作業	
休憩		昼 食	昼 食	昼 食	昼 食	昼 食	
13:00-15:30		生活・作業	生活・作業	生活・作業	生活・作業	生活・作業	
15:30-16:00		清掃・打合せ	清掃・打合せ	清掃・打合せ	清掃・打合せ	清掃・打合せ	
退勤		当事者退勤	当事者退勤	当事者退勤	当事者退勤	当事者退勤	
17:00-17:30	日						日
17:30		職員退勤	職員退勤	職員退勤	職員退勤	職員退勤	

地域活動支援センターながま〜る

曜日 時間	日	月	火	水	木	金	土
08:30-09:00	休	準備・打合せ	準備・打合せ	準備・打合せ	準備・打合せ	準備・打合せ	休
09:00-12:00		生活・作業	生活・作業	生活・作業	生活・作業	生活・作業	
休憩		昼 食	昼 食	昼 食	昼 食	昼 食	
13:00-15:30		生活・作業	生活・作業	生活・作業	生活・作業	生活・作業	
15:30-16:00		清掃・打合せ	清掃・打合せ	清掃・打合せ	清掃・打合せ	清掃・打合せ	
退勤		当事者退勤	当事者退勤	当事者退勤	当事者退勤	当事者退勤	
17:00-17:30	日						日
17:30		職員退勤	職員退勤	職員退勤	職員退勤	職員退勤	

（６）年間事業計画

月	行 事 名	備 考
4		各種会議等
5	お花見レク	各種会議等
6	職員健康診断、つばさ運営委員会	各種会議等
7	各種地域行事参加	各種会議等

8		各種会議等
9	防災訓練	各種会議等
10	各種地域行事参加、つばさ運営委員会	各種会議等
11		各種会議等
12	クリスマスレク、職員研修	各種会議等
1	つばさ運営委員会	各種会議等
2	防災訓練	各種会議等
3	職員研修、つばさ運営委員会	各種会議等

7 その他

その他の事項については、「地域活動支援センター運営規程」によるものとする。

B 日中一時支援事業

1 日中一時支援事業の概要

施設名・所在地	事業開始年月日	利用定員	職員配置
ToMo ハウス（函館市委託授業） 北海道亀田郡七飯町本町4丁目20番2号 TEL (Fax) 0138-65-7041	2024年（令和6年）10月1日	空床 利用	7名
A L L ハウス（函館市委託事業） 北海道亀田郡七飯町本町3丁目4番6号			

2 事業目標

障害者または障害児（以下「障害者等」という。）を一時的に預かることにより、障害者等に日中活動の場を提供し、見守りおよび社会に適応するための日常的な訓練等を行うとともに、障害者等の家族の就労支援および障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を得ることにより、障害者等の福祉の推進を図ることを目的とする。

3 障害当事者支援

個別ニーズに基づき支援計画を作成し、作業支援、生活支援並びに文化的活動支援等の充実を図る。

①食事の提供

食事は生活の基本であり、食の充実が生活の豊かさにつながる。温かい雰囲気の中で食事を楽しんでもらえるように努め、他者との楽しいコミュニケーションの場となるようにする。

②入浴又は清拭

自宅の浴槽等での入浴が困難な利用者に入浴支援を行う。安心して入浴できるように入浴道具一式を用意し明るく楽しい入浴となるように努める。

③創作的活動

利用者のニーズに応じた趣味の活動を保障し、楽しい雰囲気での活動できるように努める。

④生活相談

利用者の相談に応じ、社会生活上の様々な困難の解決を図るよう努める。

⑤健康管理

利用者の多くは、健康面で自己管理ができず、痛みや苦しみを訴えることがうまくできず、症状を自覚しにくい。一人一人をしっかりと見つめて、事故等のないように最大限の注意を払う。

4 その他

(1) 本事業は「就労支援センターToMo ハウス」の空床を利用して行うものとし、施設運営管理や設備、

(2) 事業計画等については、後段「就労支援センターToMo ハウス」に準ずるものとする。

その他の事項については、「日中一時支援運営規程」によるものとする。

Ⅲ 第二種社会福祉事業-障害福祉サービス事業

A 一般・特定・障害児相談支援事業

1 相談支援事業の概要

相談支援センター エヴリデイ

施設名・所在地	事業開始年月日	職員配置数
相談支援センター エヴリデイ 北海道亀田郡七飯町本町4丁目20番2号 TEL 0138-86-7118 Fax 0138-65-7041 相談支援事業所（法人本部内）	2007年（平成19年）8月1日	2名

2 事業目標

障害当事者がその有する能力及び実態に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該当事者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、本人又は障害児の保護者の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう相談及びサービス利用計画作成等の援助を適切に行うことを主たる目標とする。

3 その他

その他の事項については、「相談支援センター運営規程」によるものとする。

B 就労継続支援B型事業

1 就労支援事業の概要

就労支援センターT o M o ハウス

施設名・所在地	事業開始年月日	利用定員	職員配置数
T o M o ハウス（法人所有） 北海道亀田郡七飯町本町4丁目20番2号 TEL（Fax）0138-65-7041	2007年（平成19年）8月1日	10名～	7名
A L L ハウス（賃貸） 北海道亀田郡七飯町本町3丁目4番6号	2012年（平成24年）5月1日	15名～	

就労支援センターWORKハウス

施設名・所在地	事業開始年月日	利用定員	職員配置数
WORKハウス（法人所有） 北海道茅部郡森町新川町280番2 TEL（Fax）01374-7-1041	2011年（平成23年）10月1日	20名～	6名

CREATEハウス（賃貸） 北海道茅部郡森町新川町200番地6 TEL（Fax）01374-2-3378	2012年（平成24年）10月1日	10名～	
---	-------------------	------	--

就労支援センターPORTハウス

施設名・所在地	事業開始年月日	利用定員	職員配置数
PORTハウス（賃貸） 北海道北斗市久根別1丁目14番30号 TEL（Fax）0138-84-5535	2017年（平成29年）8月17日	25名～	12名
又蔵さんち（法人所有） 北海道北斗市向野1丁目15番17号 TEL（Fax）0138-83-1687	2017年（平成29年）8月17日	10名～	

就労支援センターNEWハウス

施設名・所在地	事業開始年月日	利用定員	職員配置数
就労支援センターNEWハウス（賃貸） 北海道亀田郡七飯町字上藤城34番地1 TEL（Fax）0138-64-5225	2014年（平成26年）4月14日	20名～	6名

2 事業目標

喫茶店、リユースショップ、タイムケアサービス、外販等の就労支援事業をとおして、互いの存在を認め合い、助け合い、共に働き、共に楽しむ「共働」関係づくり、場づくりの推進を図ると共に、障害当事者の社会的経済的自立に必要なあらゆる支援を行うことを主たる目標とする。

3 障害当事者支援

個別ニーズに基づき支援計画を作成し、就労支援等の充実を図る。

（1）生活支援

・すべての人が共に手を携えて地域生活をおくることができるようにするために、高度地域福祉社会の実現を目指しながら、それぞれに必要な生活支援を行うとともに、人権を最優先にした施設運営を通して、一人一人が楽しく通所できるよう努めるものとする。

（2）就労支援

・各種事業内容に応じた就労支援を行い、それぞれの当事者の手持ちの力を最大限引き出すよう努めるとともに、社会的経済的自立を図ることができるよう一般就労への道を考慮するものとする。

・当事者の力を具体的な運営に生かすために、作業等の推進を目的とした当事者代表制をしき、施設長や職員と共に活動を担うよう努めるものとする。

4 施設運営管理

（1）体調の管理

当事者の体調等に常に配慮し、事故等のないように最大限の注意を払う。

（2）資金計画

施設運営のための通常経費は、利用料、利用者自己負担金、国、自治体の補助及び寄付金等で賄うものとする。

5 設備

・作業場、流し台、テーブル、椅子、パソコン、ストーブ、トイレ、作業設備、他

6 事業計画

(1) 就業及び生活活動時間等

・午前9時から午後4時までとする。ただし利用者の体調を基本とした実態、状況を配慮する。
※PORTハウスのみ、作業の関係により午前8時から開所とする。

(2) 事業内容

喫茶店運営事業収入	喫茶店舗業務、リユース店舗業務、帳簿、経理業務、店内販売、外販、注文販売等
菓子製造事業収入	菓子製造販売
珈琲豆製造加工業収入	珈琲豆焙煎及び販売
特産品販売事業収入	手作り品生産、販売等
リユース商品販売事業収入	リユース品の整理・修理、商品外販
タイムケア事業収入	企業下請け作業、個人依頼作業、企業実習等

(3) 活動領域一覧

活動領域	目 的	活動分野	主たる活動内容
「事業」領域	「共働による就労」支援を基本に、障害等のある方もない方も、共に生き、共に働き、共に集う関係を通して、その存在を認め合い、助け合い、すべての方の社会的経済的自立に関する権利の具現化を図ることを主たる目的とする。 また、一般就労に必要な知識、能力の向上のための必要な支援を行う。その他の便宜を適切かつ効果的に行う。	・店舗作業 ・修理整理作業 ・販売活動 ・タイムケア作業	・喫茶店舗、菓子製造業、珈琲豆製造加工業の運営 ・販売用リユース品の整理、修理 ・コーヒー豆等の外販 ・リユース物品の外販 ・タイムケア作業(パック商品化作業、農業作業、食品加工作業、ハンドピック作業、ホールド磨き作業、その他)
「くらし」領域	様々な地域生活を通して、あらゆる垣根を取り払い、個性ある生活を味わう権利を具現化することを主たる目的とする。	・生活活動 ・生活技術 ・買い物	・日常生活活動 ・日常生活全般に関する技術の習得 ・買い物等の活動
「余暇活動」領域	生活の質的拡大を通して、地域で生きる楽しさを具現化することを主たる目的とする。	・スポーツ ・趣味の活動	・運動、スポーツ、趣味の活動の実施 ・文化、音楽活動(ToMo ブレンド) ・個々のニーズに応じた趣味の活動(テレビ、ビデオ鑑賞、等)

「研 修」領域	それぞれの持てる力を発揮し、諸々の研修を通して共に生きることの楽しさを具現化することを主たる目的とする	・作業研修 ・社会研修 ・学習会	・作業技術研修の実施 ・レクリエーション、ハイキング ・泊を伴う研修旅行の実施 ・障害当事者団体、障害者団体等の主催する研修、学習会への参加 ・様々な学習会等の実施（含、映画鑑賞等）
---------	---	--	---

（４）日 課、週 予 定

① 日 課

障害当事者の主体的な就業活動を基本としつつ、一人一人を活かすために必要な支援を、そのときどきに応じて適切に行うよう努め、充実した日課をこなすことができるよう配慮するものとする。

② 週 予 定

就労支援センターToMo 하우스

曜日 時間	日	月	火	水	木	金	土
08:30-09:00	休	準備・打合せ	準備・打合せ	準備・打合せ	準備・打合せ	準備・打合せ	準備・打合せ
09:00-12:00		就業	就業	就業	就業	就業	就業
休憩		昼 食	昼 食	昼 食	昼 食	昼 食	昼 食
13:00-15:30		就業	就業	就業	就業	就業	就業
15:30-16:00		清掃・打合せ	清掃・打合せ	清掃・打合せ	清掃・打合せ	清掃・打合せ	清掃・打合せ
退勤		当事者退勤	当事者退勤	当事者退勤	当事者退勤	当事者退勤	当事者退勤
17:00-17:30							
17:30	日	職員退勤	職員退勤	職員退勤	職員退勤	職員退勤	職員退勤

就労支援センターWORK 하우스

曜日 時間	日	月	火	水	木	金	土
08:30-09:00	休	準備・打合せ	準備・打合せ	準備・打合せ	準備・打合せ	準備・打合せ	準備・打合せ
09:00-12:00		就業	就業	就業	就業	就業	就業
休憩		昼 食	昼 食	昼 食	昼 食	昼 食	昼 食
13:00-15:30		就業	就業	就業	就業	就業	就業
15:30-16:00		清掃・打合せ	清掃・打合せ	清掃・打合せ	清掃・打合せ	清掃・打合せ	清掃・打合せ
退勤		当事者退勤	当事者退勤	当事者退勤	当事者退勤	当事者退勤	当事者退勤
17:00-17:30							
17:30	日	職員退勤	職員退勤	職員退勤	職員退勤	職員退勤	職員退勤

就労支援センターPORT 하우스

曜日 時間	日	月	火	水	木	金	土
07:50-08:00	休	準備・打合せ	準備・打合せ	準備・打合せ	準備・打合せ	準備・打合せ	準備・打合せ
08:00-10:00		就業	就業	就業	就業	就業	就業
10:00-10:15		休息	休息	休息	休息	休息	休息
10:15-12:00		就業	就業	就業	就業	就業	就業
休憩		昼 食	昼 食	昼 食	昼 食	昼 食	昼 食
13:00-15:30		就業	就業	就業	就業	就業	就業
	日						

15:30-16:00		清掃・打合せ	清掃・打合せ	清掃・打合せ	清掃・打合せ	清掃・打合せ	清掃・打合せ
退勤		当事者退勤	当事者退勤	当事者退勤	当事者退勤	当事者退勤	当事者退勤
17:00		職員退勤	職員退勤	職員退勤	職員退勤	職員退勤	職員退勤

就労支援センターNEWハウス

曜日 時間	日	月	火	水	木	金	土
08:30-09:00	休	準備・打合せ	準備・打合せ	準備・打合せ	準備・打合せ	準備・打合せ	準備・打合せ
09:00-12:00		就業	就業	就業	就業	就業	就業
休憩		昼食	昼食	昼食	昼食	昼食	昼食
13:00-15:30		就業	就業	就業	就業	就業	就業
15:30-16:00		清掃・打合せ	清掃・打合せ	清掃・打合せ	清掃・打合せ	清掃・打合せ	清掃・打合せ
退勤		当事者退勤	当事者退勤	当事者退勤	当事者退勤	当事者退勤	当事者退勤
17:00-17:30							
17:30	日	職員退勤	職員退勤	職員退勤	職員退勤	職員退勤	職員退勤

(5) 年間事業計画

月	行事名	備考
4		支援会議等
5	お花見レク	支援会議等
6	職員健康診断	支援会議等
7	各種地域行事参加	支援会議等
8		支援会議等
9	防災訓練	支援会議等
10	各種地域行事参加	支援会議等
11		支援会議等
12	クリスマスレク、職員研修	支援会議等
1		支援会議等
2	防災訓練	支援会議等
3	職員研修	支援会議等

7 その他

その他の事項については、「就労支援事業運営規程」によるものとする。

C 生活介護事業

1 生活介護助事業の概要

生活介護センターえーる

施設名 所在地	事業開始年月日	利用定員	職員配置 数
------------	---------	------	-----------

生活介護センターえーる（賃貸） 北海道亀田郡七飯町桜町2丁目2番16号 Tel (Fax) 0138-84-5645	2013年（平成25年）10月21日	25名	8名
--	--------------------	-----	----

2 事業の目的

インクルージョンの理念に基づいた人間関係の形成及びコミュニケーション能力の向上を重視するとともに、軽作業、散策、食事、入浴、体力づくり等、それぞれの利用者の障害状況を配慮し、地域生活を進めていく上で必要な共に生きる力を育む社会活動を積極的に取り入れることを目標とする。

3 運営の方針

- ① 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者に対して入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。
- ② 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- ③ 地域との結び付きを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

4 事業計画

（1）日 課

曜日 時間	日	月	火	水	木	金	土
08:30-09:00	休 日	準備・打合せ	準備・打合せ	準備・打合せ	準備・打合せ	準備・打合せ	準備・打合せ
09:00-12:00		作業	作業	作業	作業	作業	作業
休憩		昼食	昼食	昼食	昼食	昼食	昼食
13:00-15:30		作業	作業	作業	作業	作業	作業
15:30-16:00		清掃・打合せ	清掃・打合せ	清掃・打合せ	清掃・打合せ	清掃・打合せ	清掃・打合せ
退勤		当事者退勤	当事者退勤	当事者退勤	当事者退勤	当事者退勤	当事者退勤
17:00-17:30							
17:30		職員退勤	職員退勤	職員退勤	職員退勤	職員退勤	職員退勤

（2）活動内容

個別ニーズに基づき支援計画を作成し、就労支援等の充実を図る。

①食事の提供

食事は生活の基本であり、食の充実が生活の豊かさにつながる。温かい雰囲気の中で食事を楽しんでもらえるように努め、他者との楽しいコミュニケーションの場となるようにする。

②入浴又は清拭

自宅の浴槽等での入浴が困難な利用者に入浴支援を行う。安心して入浴できるように入浴道具一式を用意し明るく楽しい入浴となるように努める。

③生産活動

ホールド磨き、段ボールの仕切り作りの作業を通して、社会的経済的自立を図ることができるよう努

める。

④創作的活動

利用者のニーズに応じた趣味の活動を保障し、楽しい雰囲気の中で活動できるように努める。

⑤生活相談

利用者の相談に応じ、社会生活上の様々な困難の解決を図るよう努める。

⑥健康管理

利用者の多くは、健康面で自己管理ができず、痛みや苦しみを訴えることがうまくできず、症状を自覚しにくい。一人一人をしっかりと見つめて、事故等のないように最大限の注意を払う。

(3) 年間事業計画

月	行 事 名	備 考
4		支援会議等
5	お花見レク	支援会議等
6	職員健康診断	支援会議等
7	各種地域行事参加	支援会議等
8		支援会議等
9	防災訓練	支援会議等
10	各種地域行事参加	支援会議等
11		支援会議等
12	クリスマスレク、職員研修	支援会議等
1		支援会議等
2	防災訓練	支援会議等
3	職員研修	支援会議等

5 その他

その他の事項については、「生活介護センターえーる運営規程」によるものとする。

D 共同生活援助（介護サービス包括型）・短期入所（空床利用型）事業

○グループホームすみれ（七飯町）

- ・グループホームオリーブ ・グループホームめろん ・グループホームれんげ
- ・グループホームなのか ・グループホームかけ橋 ・グループホーム 明日へ
- ・グループホームそら ・グループホームそしあ ・グループホームつぐみ
- ・グループホームあざみ ・グループホームけやき ・グループホームかりん
- ・グループホームひなた ・グループホームいちご ・グループホーム あさがお
- ・グループホームあらた

○グループホーム ノエル（森町）

- ・グループホームノエル ・グループホームゆくり ・グループホームウエル
- ・グループホームあかり ・グループホームあゆむ ・グループホーム桜木
- ・グループホーム木の葉

○ ショートステイ すみれ（七飯町）

- ・ショートステイオリーブ ・ショートステイめろん ・ショートステイれんげ
- ・ショートステイなのか ・ショートステイかけ橋 ・ショートステイ明日へ
- ・ショートステイそら ・ショートステイそしあ ・ショートステイつぐみ
- ・ショートステイあざみ ・ショートステイけやき ・ショートステイかりん
- ・ショートステイひなた ・ショートステイいちご ・ショートステイあさがお
- ・グループホームあらた

○ ショートステイ ノエル（森町）

- ・ショートステイ ノエル ・ショートステイ ゆくり ・ショートステイ ウエル
- ・ショートステイ あかり ・ショートステイ あゆむ ・ショートステイ 桜木
- ・ショートステイ 木の葉

1 共同生活援助事業（介護サービス包括型）の概要

○グループホームすみれ

施設名 所在地	事業開始年月日	利用定員	職員配置数
グループホーム かけ橋（法人所有） 北海道亀田郡七飯町本町4丁目1番31号	2016年(平成28年) 3月5日	9名	39名
グループホーム オリーブ（賃貸） 北海道亀田郡七飯町字上藤城313番地254	2008年(平成20年) 7月31日	4名	
グループホーム めろん（賃貸） 北海道亀田郡七飯町緑町1丁目19番2号	2010年(平成22年) 8月1日	4名	
グループホーム れんげ（賃貸） 北海道亀田郡七飯町鳴川4丁目3番38号	2012年(平成24年) 5月1日	4名	
グループホーム なのか（法人所有） 北海道亀田郡七飯町本町4丁目3番12号	2015年(平成27年) 3月21日	7名	
グループホーム 明日へ（法人所有） 北海道亀田郡七飯町本町4丁目3番11号	2013年(平成25年) 8月1日	10名	
グループホーム そら（法人所有） 北海道亀田郡七飯町本町4丁目1番31号	2017年(平成29年) 9月19日	8名	
グループホーム そしあ（賃貸） 北海道亀田郡七飯町鳴川2丁目8番27号	2017年(平成29年) 3月1日	4名	
グループホーム つぐみ（賃貸） 北海道亀田郡七飯町大中山1丁目9番30号	2017年(平成29年) 2月10日	3名	
グループホーム あざみ（賃貸） 北海道亀田郡七飯町本町6丁目8番11号	2009年(平成21年) 6月21日	4名	
グループホーム けやき（法人所有） 北海道北斗市向野1丁目15番18号	2017年(平成29年) 8月14日	8名	
グループホーム かりん（賃貸） 北海道亀田郡七飯町桜町2丁目2番17号	2011年(平成23年) 12月28日	2名	
グループホーム いちご（賃貸） 北海道亀田郡七飯町本町2丁目25番9号	2010年(平成22年) 2月22日	4名	
グループホーム ひなた（法人所有） 北海道亀田郡七飯町大中山2丁目34番26号	2014年(平成26年) 10月10日	5名	
グループホーム あさがお（賃貸） 北海道亀田郡七飯町大川10丁目8番6号	2008年(平成20年) 7月31日	5名	

グループホーム あらた（法人所有） 北海道亀田郡七飯町大中山 2 丁目 2 番 34 号	2022 年（令和 4 年） 2 月 16 日	6 名	
ショートステイ	2007（平成 19 年） 8 月 1 日	空床利用	

○グループホームノエル

施設名 所在地	事業開始年月日	利用定員	職員配置数
グループホーム ノエル（法人所有） 北海道茅部郡森町新川町 2 8 0 番 2	2011 年（平成 23 年） 4 月 1 日	7 名	20 名
グループホーム ゆくり（法人所有） 北海道茅部郡森町新川町 2 8 0 番地 1	2012 年（平成 24 年） 10 月 1 日	7 名	
グループホーム あかり（賃貸） 北海道茅部郡森町字新川町 2 1 1 番地 1	2013 年（平成 25 年） 12 月 1 日	2 名	
グループホーム ウエル（賃貸） 北海道茅部郡森町字新川町 2 1 1 番地 1	2013 年（平成 25 年） 12 月 1 日	2 名	
グループホーム あゆむ（法人所有） 北海道茅部郡森町字新川町 2 7 8 番地 2	2014 年（平成 26 年） 7 月 5 日	8 名	
グループホーム 桜木（法人所有） 北海道茅部郡森町字上台町 1 7 7 番地	2015 年（平成 27 年） 10 月 1 日	10 名	
グループホーム 木の葉（法人所有） 北海道茅部郡森町字上台町 1 7 8 番地	2017 年（平成 29 年） 1 1 月 2 4 日	8 名	
ショートステイ	2011 年（平成 23 年） 4 月 1 日	空床利用	

2 事業の目的

地域に点在するグループホーム、（空床利用ショートステイ）での生活を望む障害当事者に対し、日常生活における援助等を行う等、自立生活の助長を図ることを目標とする。

3 運営の方針

- ① 利用者が自立を目指し、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにそのおかれている環境に応じて共同生活住居において食事の提供、相談その他の日常生活上の援助を適切に行うものとする。
- ② 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- ③ 事業の運営に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、他の居宅支援事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- ④ 自らその提供する事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- ⑤ 事業所の従業者は、事業の提供に当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

4 事業計画

（1）日 課

- ① 入居者の自主性に基づき、それぞれが生活のリズムを形成し、適切な日課を策定する。但し、朝食、夕食の時刻は次のとおりとする。なお、一般就労者及び P O R T ハウス利用者は、この限りではない。

・朝食 8 : 0 0 夕食 1 8 : 3 0

- ② 食事は入居者団欒の場として、全員居間で摂るものとする。
- ③ 日課の策定が困難な入居者に対しては、世話人等が具体的に支援し、生活のリズムを形成するよう努めるものとする。

(2) 活動支援

- ・バックアップ施設との連携により、日中活動を保障する。
- ・余暇の充実を図る（各種行事を計画し、入居者の生活にうるおいを与えるよう努める）。
- ・食事、洗濯、入浴、清掃等に関するルール・分担について、世話人等とともに策定し、主体的、自立的な生活に必要な活動を行う。

(3) 相 談

- ・入居者の相談に応じ、社会生活上の様々な困難の解決を図るよう努める。

(4) 年間事業計画

月	行 事 名	備 考
4	ホームミーティング	支援会議等
5	ホームミーティング	支援会議等
6	職員健康診断、ホームミーティング	支援会議等
7	行事の実施・参加、ホームミーティング	支援会議等
8	ホームミーティング	支援会議等
9	防災訓練、ホームミーティング	支援会議等
10	行事の実施・参加、ホームミーティング	支援会議等
11	ホームミーティング	支援会議等
12	職員研修、ホームミーティング	支援会議等
1	職員健康診断、ホームミーティング	支援会議等
2	防災訓練、ホームミーティング	支援会議等
3	職員研修、ホームミーティング	支援会議等

5 その他

その他の事項については、「共同生活介護及び共同生活援助事業運営規程」及び「短期入所運営規程」によるものとする。